令和4年3月2日
東日本高速道路株式会社

# 「原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置」の期間の延長及び対象車種の変更について

## ～令和5年3月31日まで延長、令和4年4月1日から対象車種が中型車以下となります～

原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置について、実施期間が令和5年3月31日まで延長され、令和4年4月1日から本無料措置の対象車種が「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」となる旨、国土交通省から発表がありましたのでお知らせします。

（国土交通省 令和４年３月２日記者発表内容）
原発事故による警戒区域等からの避難者に対する高速道路の無料措置について、復興に向けた取組が進む一方、引き続き避難されている方がいる状況等を踏まえ、当面、令和５年３月３１日（金）まで延長します。
また、制度本来の趣旨・目的に沿わない利用が確認されていることなどから、制度趣旨に合った適切な利用となるよう、対象車種を中型車以下に限定します。

令和4年4月1日から、「大型車」・「特大車」をご利用の場合は、無料措置の対象外となります。
また、無料措置の適用を受ける際は、「ふるさと帰還通行カード（以下、「カード」といいます。）」が必要ですが、現在のカードの有効期限は令和4年3月31日までとなりますので、今後、新しいカードを送付します。

### 1. 実施期間

旧）令和4年3月31日（木）24時まで
新）令和5年3月31日（金）24時まで

### 2. 新しいふるさと帰還通行カードの送付

新しいカードは、お届けいただいている住所宛てに簡易書留（転居先への転送不可）にて順次送付します。新しいカードは、お手元に届き次第、ご利用いただけますので、切り替えをお願いいたします。
なお、令和4年4月1日（金）0時以降、現在のカードはご利用できませんのでご注意ください。
ただし、一部の地域では、令和4年3月末までに新しいカードをお手元にお届けできない可能性がございます。令和4年3月末までに新しいカードがお手元に届かなかった方につきましては、令和4年5月10日（火）までの間、現在のカードをご提示いただき、新しいカードが届いていない旨をお申し出いただくことで、無料措置を適用させていただきます（「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」をご利用の場合に限ります。また、新しいカードがお手元に届き次第、切り替えをお願いいたします。）。
ご不便とご迷惑をおかけいたしますことをお詫びいたします。

現在ご利用中のカード（水色）
（令和4年3月末まで）※

更新カード（桃色）
（お手元に届き次第）

※令和4年3月末までに新しいカード（桃色）がお手元に届かなかった方につきましては、令和4年5月10日（火）までの間、現在のカード（水色）をご提示いただき、新しいカードが届いていない旨をお申し出いただくことで、無料措置を適用させていただきます（「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」をご利用の場合に限ります。）。

3. その他

詳細については、別紙をご参照ください。

別紙

原発事故による警戒区域等から避難されている方に対する高速道路の無料措置

1. 実施期間

令和5年3月31日（金） 24時まで

2. 対象者

以下A、B の方のうち、東日本大震災発生時（以下、「被災時」といいます。）に居住していた市町村が指定する「ふるさと帰還通行カード」受付窓口に「ふるさと帰還通行カード」の申込を行い、当社からカードの貸与を受けた方が対象です。

A. 被災時に、原発事故の警戒区域等（下表の区域）に居住していた方

【福島県】

| | |
|---|---|
| 浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、葛尾村、川内村、飯舘村 | |
| 南相馬市のうち、右記の区域 | 小高区、原町区、鹿島区小島田、鹿島区塩崎、鹿島区大内、鹿島区烏崎、鹿島区川子、鹿島区南右田、鹿島区江垂、鹿島区寺内、市内国有林磐城森林管理署 2004 林班から 2087 林班まで、2088 林班の一部、2089 林班から 2091 林班まで、2095 林班から 2099 林班まで、2130 林班 |
| 田村市のうち、右記の区域 | 都路町、船引町横道（中山字小塚、中山字下馬沢を含む）、常葉町堀田、常葉町山根、市内国有林福島森林管理署 251 林班の一部、252 林班、253 林班の一部、258 林班から 270 林班まで、283 林班から 300 林班まで、301 林班から 303 林班までの一部 |
| 川俣町のうち、右記の区域 | 山木屋、町内国有林福島森林管理署 161 林班から 165 林班まで、167 林班 |

B. 居住地が特定避難勧奨地点の設定を受けた方

3. 対象車種

令和4年4月1日から、軽自動車等・普通車・中型車（生活再建に向けた一時帰宅等のために使用する避難者が運転又は同乗している車両）となります。

なお、令和4年3月31日までは全ての車種でご利用いただけます。

4. 対象走行

下表の対象インターチェンジ（以下、「IC」といいます。）を入口または出口として通行料金を取り扱う走行が対象です。

| 道路名 | 対象IC |
|---|---|
| 東北自動車道 | 国見、桑折ジャンクション、福島飯坂、福島ジャンクション、福島西、二本松、本宮、郡山、郡山南、須賀川、矢吹、白河、加須 ※ |
| 磐越自動車道 | いわき三和、小野、船引三春、郡山東、磐梯熱海、猪苗代磐梯高原、磐梯河東、会津若松、会津坂下、西会津 |
| 常磐自動車道 | 山元、新地、相馬、南相馬、浪江、常磐双葉、大熊、常磐富岡、広野、いわき四倉、いわき中央、いわき湯本、いわき勿来、桜土浦※ |

※ 加須ICおよび桜土浦ICについては、福島県双葉郡双葉町から避難されている方に限り、 対象ICになります。

# 対象インターチェンジ

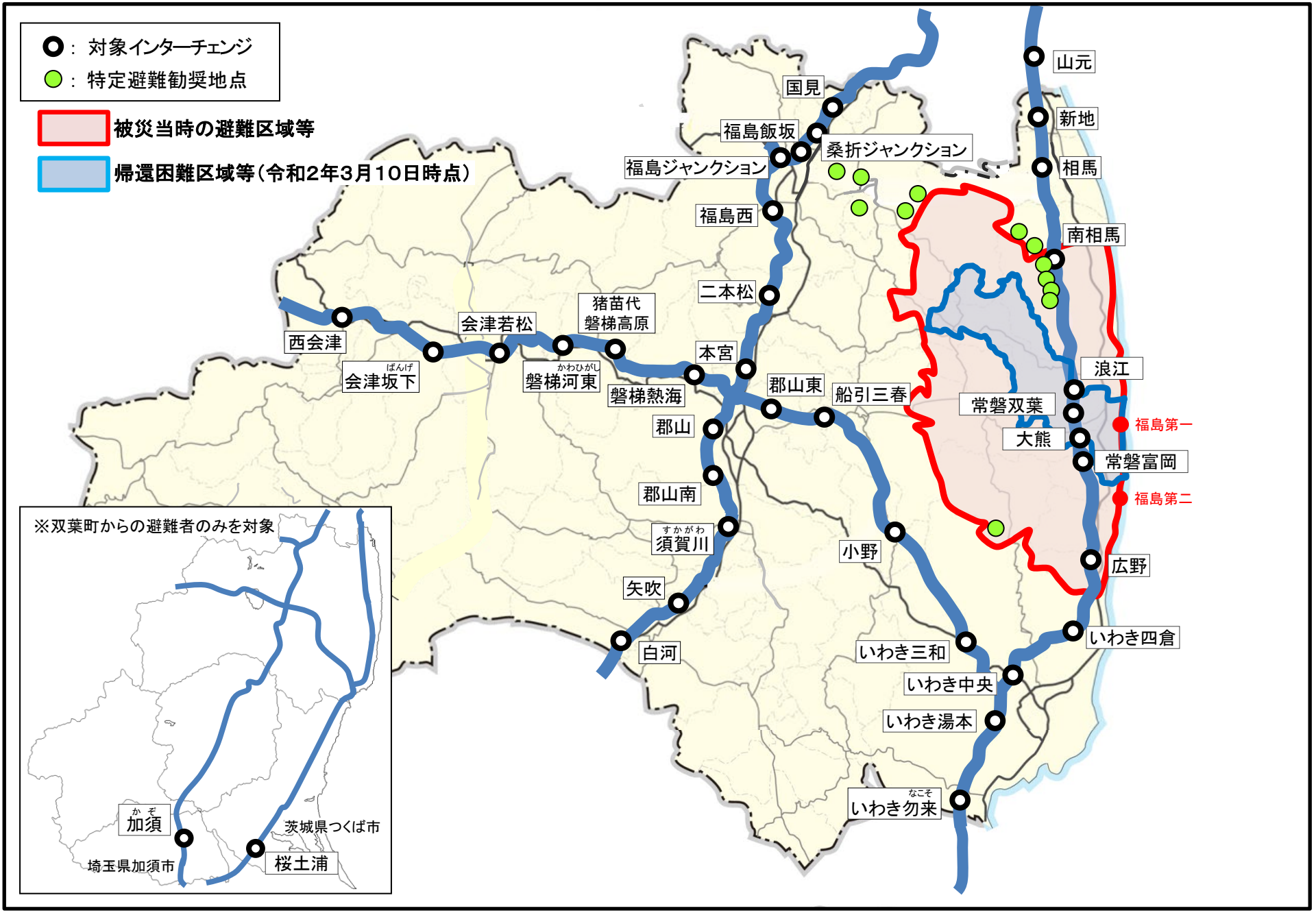
○：対象インターチェンジ
●：特定避難勧奨地点
被災当時の避難区域等
帰還困難区域等（令和2年3月10日時点）
山元
国見
新地
福島飯坂
桑折ジャンクション
相馬
福島ジャンクション
福島西
南相馬
二本松
猪苗代
磐梯高原
会津若松
西会津
本宮
浪江
会津坂下（ばんげ）
磐梯河東（かわひがし）
磐梯熱海
郡山東
船引三春
常磐双葉
郡山
大熊
福島第一
常磐富岡
福島第二
郡山南
須賀川（すかがわ）
小野
広野
矢吹
白河
いわき三和
いわき四倉
いわき中央
いわき湯本
いわき勿来（なこそ）
※双葉町からの避難者のみを対象
加須（かぞ）
茨城県つくば市
埼玉県加須市
桜土浦

5. ご利用方法

◆ ETCレーンは、ご利用いただけません。
入口、出口ともに 一般 と表示されたレーンをご利用ください。

◆ 入口では、必ず通行券をお受け取りください。

◆ 出口料金所では、入口料金所で受け取った通行券とあわせて、「ふるさと帰還通行カード」を料金所係員にお渡しください。

◆ 出口料金所で「一般 精算機」と表示された料金精算機が設置されているレーンでは、「通行券」および「ふるさと帰還通行カード」を挿入する前に、呼出ボタンまたはレバーにより係員を呼び出してください。係員を呼び出し後、原発事故による避難者である旨をお申し出ください。

◆ 令和4年4月1日から、無料措置の対象車種は、「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」となります。
令和4年4月1日以降、「大型車」・「特大車」をご利用の場合は、「ふるさと帰還通行カード」をお渡しいただいても、無料措置は適用されず、通行料金をいただきますのでご注意ください。

≪ その他の注意事項 ≫

◆ 入口で ETC／一般 の混在レーンをご利用する際は、ETCカードを車載器から抜いてレーンに進入し、通行券をお取りください。
ETCカードを車載器に挿入したまま進入すると、ETC扱いとなり無料措置の対象になりません。

◆ スマートICは、ご利用できません。

◆ 現在ご利用中の「ふるさと帰還通行カード（水色）」の有効期限は、令和4年3月31日（木）までとなりますので、令和4年4月1日（金）0時以降はご利用できません。
今後、新しいカードを送付しますので、お手元に届き次第「ふるさと帰還通行カード（桃色）」をご利用ください。
ただし、一部の地域では、令和4年3月末までに新しいカードをお手元にお届けできない可能性がございます。令和4年3月末までに新しいカードがお手元に届かなかった方につきましては、令和4年5月10日（火）までの間、現在のカードをご提示いただき、新しいカードが届いていない旨をお申し出いただくことで、無料措置を適用させていただきます（「軽自動車等」・「普通車」・「中型車」をご利用の場合に限ります。また、新しいカードがお手元に届き次第、切り替えをお願いいたします。）。

◆ 「ふるさと帰還通行カード」をお持ちでない場合、無料措置の適用を受けることはできません。

◆ 山形自動車道・日本海東北自動車道（湯殿山IC～酒田みなとIC）、東京外環道、東京湾アクアライン、京葉道路（篠崎IC～幕張IC）などのNEXCO均一区間、首都高速、阪神高速など、対象ICを入口又は出口として一体で料金を徴収されない高速道路は対象外です。

また、これらの道路を経由した後のNEXCO道路の走行（首都高速を経由して東名高速道を走行した場合など）は対象外になります。